

# 野沢温泉村「バス停標識」 広告掲載要領

平成 27 年 3 月 25 日  
訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、野沢温泉村広告掲載の取り扱いに関する要綱（平成 19 年野沢温泉村要綱第 16 号。以下「取り扱い要綱」という。）に基づき、村が補助している路線バスのバス停標識（以下「バス停標識」という。）に掲載する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第 2 条 広告の掲載位置は、村が指定した位置とする。

(広告の規格)

第 3 条 広告の寸法及び名称は別表のとおりとする。

(広告の掲載料)

第 4 条 広告の掲載料は別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第 5 条 前条の掲載料について減額又は免除を受けようとする者は、バス停標識使用料減免申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。

(広告の内容等)

第 6 条 広告のデザイン及び内容は、広報としての品位、イメージを妨げないよう取り扱い要綱第 9 条に定める広告審査委員会において審査を行うとともに、広告主と村が必ず協議することとする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) (第 3 条、第 4 条関係)

広告枠名	広告枠のサイズ	広告料 (月額)
1 号広告	A3 (297mm×420mm) 以下	2,000 円